

身体拘束等の適正化のための指針

1. 身体拘束廃止に関する考え方

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされています。障害の有無に関わらず全ての人々には自分自身の意思で自由に行動し生活する権利があります。一方で、身体拘束とは、障害者の意思に関わらず、その人の身体的・物理的な自由を奪い、ある行動を抑制または停止させる状況であり、障害者の能力や権利を奪うことにつながりかねない行為です。

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻みます。きなせ家・さくらの里では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、拘束による利用者の身体的・精神的弊害を職員一人ひとりが理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

(1) 身体拘束の原則禁止

きなせ家・さくらの里において、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止とする。

(2) 「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準」における規定

(身体拘束等の禁止)

第73条 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

※他事業への準用規定あり

(3) 身体拘束に関しての基本的な考え方

- ① 身体拘束廃止を実現する取組みは、きなせ家・さくらの里における支援の質の向上や生活環境の改善のきっかけとなるものである。身体拘束廃止に取り組む過程で提起された様々な課題を真摯に受け止め、より良い支援の実現に取り組む。
- ② 身体拘束廃止を実現するためには、生活支援員、看護職員のみならず、管理職、事務員といった職員全体や利用者の家族が正確な事実認識を持ち、取り組むことが重要である。
- ③ 身体拘束は、その制限の程度が著しく強い場合において、二次的・三次的弊害（身体的・精神的・社会的）が生じるおそれもある。あくまでも代替方法が見出されるまでの間のやむを得ない対応として行われる行動の制限であり、できる限り早期に他の方法に切り替えるように努める。

(4) 拘束を行う基準について

「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないとされている。さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないとされている。

やむを得ず身体拘束を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となる。切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常活動に与える悪影響を勘案し、それを以てしてもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となる。非代替性を判断する場合には、まずは身体拘束を行わずに支援するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命または身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要がある。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要がある。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となる。一時性を判断する場合には、本人の状態像に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

但し、肢体不自由、特に体幹機能障害がある利用者が、残存機能を活かせるよう、安定した着座位姿勢を保持するための工夫の結果として、ベルト類を装着して身体を固定する行為は「やむを得ない身体拘束」ではなく、その行為を行わないことがかえって虐待に該当するため、留意が必要である。

(5) 身体拘束禁止の対象となる具体的行為

【参考】身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

- ① 徘徊しないように車椅子や椅子、別途に体幹や四肢を紐等で縛る。
- ② 転落しないように、ベットに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベットを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚を掻きむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、安全ベルト（Y字型拘束帯や腰ベルト）、車椅子テーブルをつける。

- ⑦ 立ち上がる能力がある人に、立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やオムツ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を使用する。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベットなどに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）

（6） 日常的支援における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせない為に、日常的に以下のことに取り組む。

- ① 利用者主体の行動・尊厳のある生活に努める。
- ② 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないように努める。
- ③ 利用者の思いを汲み取る、利用者の意向に沿った支援を提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。
- ⑤ 万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束廃止検討委員会において検討する。
- ⑥ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者主体的な生活をしていただけるように努める

（7） 情報開示

本方針は、きなせ家・さくらの里支援マニュアルに綴り、全職員がいつでも閲覧・確認できるようにするほか、利用者や家族が閲覧できるよう、施設への掲示や施設ホームページへ掲載する。

2. 身体拘束廃止に向けた体制

（1） 身体拘束廃止検討委員会の設置

きなせ家・さくらの里では身体拘束等の廃止に向けて「身体拘束廃止検討委員会」を設置し、その結果について従業員に周知徹底を図る。

1) 委員会の構成

- (ア) センター長・管理者
- (イ) 係長・主任
- (ウ) サービス管理責任者
- (エ) リーダー支援員
- (オ) 委員会は上記構成員をもって構成するほか、必要に応じてその他職種職員を参加させることができることとする。
- (カ) 急な事態（数時間以内に身体拘束を要する場合は、委員会が開催できない事が想定されるため、各スタッフの意見を盛り込み検討する。

2) 委員会の検討内容

- (ア) 事業所内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善について
- (イ) 身体拘束を実施せざるを得ない場合及びその手続き
- (ウ) 身体拘束を実施した場合の解除について
- (エ) 身体拘束廃止に関する職員全体への指導内容・方法について

3) 開催頻度

毎年度、6月、9月、12月、3月に定例開催する。また、緊急やむを得ない身体拘束の必要性が生じた場合はこれに限らず開催する。

4) 記録及び周知

委員会での検討内容は適切に記録し、保管する。また、各事業会議での伝達や会議録の回覧等により全職員へ周知徹底する。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他利用者の生命または身体を保護する為の措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順をふまえて行うこととする。

- ① 事前の情報で、若しくは利用中の経過からやむを得ず身体拘束を必要とする場合は、身体拘束配置検討委員会において様式1にそって3要件に該当するかどうか慎重に判断する。
- ② 身体拘束の内容、時間等について、個別支援計画及び「身体拘束に関する説明書・同意書」(様式2)に記載し、サービス管理責任者等がご本人やご家族に対して十分に説明し同意を得る。
- ③ 身体拘束を行っている間は日々経過観察を行い、やむを得ない身体拘束の記録(様式3)を用いて身体拘束発生時にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- ④ 身体拘束廃止検討委員会にて様式4にそって協議し、継続か廃止かの検討を行う
- ⑤ 身体拘束継続の場合は、引き続き日々の経過観察を行い、やむを得ない身体拘束の記録に記録する。
- ⑥ 身体拘束解除の場合は即日、サービス管理責任者等よりご家族に身体拘束解除について説明し同意を得る

3. 身体拘束廃止に向けた各職種の役割

身体拘束の廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、多職種協働を基本とし、それぞれ果たすべき役割に責任を持って対応する

- (センター長・管理者) ①身体拘束廃止・適正化の検討に係る全責任者
- ②身体拘束廃止検討委員会の統括管理
- ③身体拘束廃止に向けた職員教育
- (係長・主任) ①支援現場における諸課題の統括管理
- (サービス管理責任者) ②家族、相談支援専門員との連絡調整
- ③本人の意向に沿った個別支援計画の作成

- ④記録の整備
- (リーダー支援員)
 - ①個別支援計画に基づいた支援の確立
 - ②施設のハード・ソフトの改善
- (生活支援員)
 - ①拘束がもたらす弊害を正確に認識する
 - ②利用者の尊厳を理解する
 - ③利用者の疾病、障害等による行動特性の理解
 - ④利用者個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める
 - ⑤利用者とのコミュニケーションを充分にとる
 - ⑥正確かつ丁寧に記録する
- (看護職員)
 - ①利用者の状態観察（特に健康状態、疾病について）
 - ②正確かつ丁寧に記録する
- (事務員)
 - ①上記役割の遂行に必要な職場内の環境整備
 - ②利用者の尊厳や拘束がもたらす弊害を理解する

4. 身体拘束廃止・適正化のための研修

全職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図るため、職員採用時のほか、年1回以上の研修を実施する。また、その他支援の質向上に必要な職員研修を年間研修計画に基づき実施する。なお、研修の実施内容や結果については記録を残す。

附則

この指針は、令和4年6月17日から施行し、令和4年4月1日から適用する

- ①利用者名
- ②基本情報（フェイスシート添付）
- ③やむを得ない身体拘束を必要とする理由と拘束方法
- ④3 要件の該当／非該当の判断

切迫性

～身体拘束が本人に与える悪影響を確認し、かつそれを以てしてもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命や身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する

非代替性

～身体拘束を行わずに支援するすべての方法の可能性を検討し、それが利用者本人等の生命や身体を保護する対応策としては不十分な場合はその理由を確認する

代替案 1

代替案 1 不適理由

代替案 2

代替案 2 不適理由

一時性

～身体拘束が必要な期間や時間が必要最小限であるかどうかを判断するために、設定期間・時間の理由を確認する

開始予定 年 月 日 時 ～解除予定 年 月 日 時まで

その理由

必要な時間 時～ 時（※または食事時、入浴時等）

その理由

- ⑤身体拘束解除に向けて取り組むこと

身体拘束に関する説明書・同意書

様式2

様

あなたの状態が下記に記した①・②・③をすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体拘束を行います。

ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

- ① 切迫性：利用者本人又は、他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的である

『記録』

拘束の必要な理由	
身体拘束の方法	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	令和 年 月 日 ～ 開始 令和 年 月 日 ～ 解除

上記のとおり実施いたします。

令和 年 月 日

施設名

社会福祉法人中東福祉会 さくらの里

センター長

印

記録者

印

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

令和 年 月 日

氏名

印

(代理人)

氏名

印

(本人との続柄

)

様 やむを得ない身体拘束の記録

様式3

拘束開始日	やむを得ない身体拘束の理由	身体拘束時間
終了予定日	身体拘束の態様	

月 日 ()		月 日 ()		月 日 ()		月 日 ()	
時間	態様	時間	態様	時間	態様	時間	態様
:		:		:		:	
:		:		:		:	
:		:		:		:	
:		:		:		:	
:		:		:		:	
:		:		:		:	
:		:		:		:	
:		:		:		:	
:		:		:		:	
【心身の状況】		【心身の状況】		【心身の状況】		【心身の状況】	

①利用者名

②やむを得ない身体拘束を必要とする理由と拘束方法

③ 要件の状況確認

切迫性（心身の変化、環境の変化等）

非代替性（代替案の協議、代替案では不十分な場合はその理由）

一時性（期間、時間が必要最小限であるか、更に短くできるか）

④やむを得ない身体拘束の継続／解除の判断

継続の場合は期間の設定

⑤身体拘束解除に向けて取り組むこと